

傷病手当金の見直しについて

1 傷病手当金の見直しに関する検討の経緯

健康保険制度の傷病手当金の見直しについては、全国健康保険協会からの要望等を踏まえ、昨年の社会保障審議会医療保険部会において議論が行われ（医療保険部会の資料及び主な意見は別紙参照）、以下について検討することとされた。

(1) 支給上限額の設定

傷病手当金の目的が「生活保障」であることや給付の重点化等の観点から、一定の上限額を設定する（例えば、高額療養費の上位所得者（標準報酬月額 53 万円以上）を基準とする）。

(2) 標準報酬の平均額に基づく支給額の決定

直近の平均的な報酬実態をより反映させる等の観点から、支給請求前の一定期間における標準報酬の平均額に基づいて支給額を算定する。

2 傷病手当金の見直しの検討状況

(1) 支給上限額の設定

→ 実施する方向で準備したい。

※ 実施までの間に十分な周知期間を確保する必要がある（健康保険法の改正が必要）

(2) 標準報酬の平均に基づく支給額の決定

→ 実施に当たっての課題や事務負担が多いことから、引き続き、課題について検討する。

3 船員保険制度における傷病手当金の見直しの考え方

- 健康保険制度に係る傷病手当金について、全国健康保険協会から給付の重点化や不正受給対策の観点から、制度の見直しの要望があったところである。
船員保険において、不正受給は確認されていないが、傷病手当金は健康保険共通の制度であるので、船員保険制度としては、どのように考えるか。
- 現在の船員保険の財政状況等を踏まえ、保険給付の中での現金給付の位置づけ、現在の支給額の水準等について、どのように考えるか。

傷病手当金の見直しに関する考え方(案)について

別紙

協会けんぽからの要望（平成22年9月8日提出）	見直しの方向性（案）
<p>① 支給限度額の設定</p> <p>傷病手当金の支給最高額（月額81万円）は、社会保障としての性格や財源の制約を考慮すれば、極めて高い水準・過大な給付であることから、一定の上限額を設けるべきであり、併せて下限を設けてはどうか。</p>	<p>(1) 医療保険財政が厳しい現状を踏まえ、また傷病手当金の目的が「生活保障」であるという観点から</p> <ul style="list-style-type: none">・ 現在より低い支給上限額（※1）を設ける（※2）・ 下限額については、現状の水準を維持することとしてはどうか。 <p>その際、設定する支給上限額をどのように考えるか。（例えば、高額療養費の「上位所得者」を基準とする）</p> <p>（※1）健康保険における負担・給付の基準としては標準報酬月額が用いられていることから、手法としては支給基準となる最高等級を設定することが考えられる。</p> <p>（※2）結果として、実際の報酬額と傷病手当金の逆転現象を少なくし、不正請求の抑制効果が考えられる。</p> <p>(2) 支給額の基準となる報酬額について、直近の平均的な報酬実態をより反映させる観点から、支給請求前の一定期間における報酬の平均額を基準に支給額を算定することをどう考えるか。</p> <p>その際、以下の点について検討が必要ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 高額な報酬を設定した直後の受給申請等の不正の防止に繋がり、また傷病のために報酬額が下がった者等について、過去の報酬額も含めた評価が可能となる一方、・ 最大1年6ヶ月の支給である傷病手当金について、報酬実態をより反映させるための事務負担をどう考えるか
<p>② 加入期間要件の設定</p> <p>社会保障における相互扶助の観点から、受給要件として最低限の加入期間要件を設けるべき。</p>	<p>○ 加入期間要件の設定については、期間を満たすために受診を控え仕事を継続した結果、病状の悪化を招くおそれがあることを考慮すべきではないか。</p>
<p>③ 医師や事業主への質問・調査権限に関する法律上の規定の明確化</p> <p>審査の一環として保険者が行う事業主・医療機関等に対する質問・調査について、円滑な協力が得られるよう、法律上の位置付けを明確にするべき。</p>	<p>○ 保険者が行う質問・調査について、個人情報保護等との関係の中で、より適正かつ円滑に行われるよう、法律上可能な範囲やルール等をより明確にすることとしてはどうか。</p>

(注1) 傷病手当金の見直しに当たっては、共済組合や船員保険における取扱いについても検討する必要がある。

(注2) 出産手当金については、これとは別途、内閣府の「子ども・子育て新システム検討会議」における検討課題に挙げられている。

(注3) 給付を見直す場合には、実施までの間に十分な周知期間を確保する必要がある。

傷病手当金の上限設定に関する医療保険部会における主な意見

- 最高支給額が81万円となっており、上限について一定の水準ということを考えてもいいのではないか。見直しの議論に当たって国際基準などへの留意ということは十分考えた上で検討すべき。徴収の上限と給付の上限が違うことの国民への説明がきちんとなされるかどうか検証してほしい。
- 保険料を報酬比例で徴収しているということの整合性を整理する必要があるが、賃金の喪失に伴う所得保障という観点から、社会的に見て相当なレベルで上限を設定することは、外国の立法例もあるのではないかと。報酬比例だから常に上限の設定が許されないということではない。
- 支給上限額を設けるという考え方については、ある程度やむを得ない。保険の負担金額と給付の水準が違うことが法的に問題ないのかチェックしてもらいたい。
- 上限については、諸外国の傷病手当金の例を見るとかなり低いので、その辺が歯止めも含めて参考になるのではないかと。
- ILO条約との関係では、ILO条約と抵触する場合にはILO条約に沿った形のもの考えるべき。

諸外国における傷病手当金上限額

	支給額（勤労所得に対する割合）	受給のために必要な加入期間
日本	2/3	なし
イギリス	週約79£ [月約4万円]	—
ドイツ	70%（上限は月3750€ [月約42万円]） ※ 但し、6週以前は賃金支払義務	—
フランス	50%（上限は日約48€ [月約16万円]）	直近3ヶ月内に200時間
スウェーデン	80%（上限は年約26万クローナ [月約28万円]）	—
ノルウェー	100%（上限は年約40万クローネ [月約49万円]）	4週

出典：ISSA（国際社会保障協会）HP 支給上限額は「保険者機能の強化のための調査（平成22年5月医療経済研究機構）」
内容が明らかでない項目は「—」

※レートは、平成23年2月25日現在のものを使用

ILO第102号条約における傷病手当金に関する規定について

○ ILO第102号条約(社会保障の最低基準に関する条約)とは

- ・ 1952年6月採択、1955年4月発効。日本は1972年2月に批准。
- ・ 社会保障制度の最低基準について、失業給付、老齢給付、遺族給付等の給付の種類別に15部87条にわたって規定。
- ・ 傷病手当金については、第3部(傷病給付)で規定されているほか、第11部(定期金の算定基準)において、支給額の設定基準等に関する規定が置かれている。

○ 傷病手当金の給付水準に関する規定(第65条)

- ・ 傷病手当金の支給額は、標準受給者(妻及び子2人を有する男子)(※1)においては従前の勤労所得の45%以上でなければならない。
- ・ 傷病手当金の支給については最高限度額を国内法令で定めることができる。ただし、この最高限度額は、従前の勤労所得が男子熟練労働者(=すべての保護対象労働者の平均勤労所得の125%の勤労所得を有する者)以下の者(※2)については、従前の勤労所得の45%以上が確保されるように定めなければならない。

※第77条により、この条約は、海員又は海上漁船員については適用しないこととされている。

<参考>

(※1) 平成20年度家計調査において、「2人以上の勤労者世帯」の勤め先からの世帯主定期収入(1ヶ月)平均額は約36万円。

(※2) 平成20年度健康保険被保険者実態調査において、協会けんぽと健康保険組合の被保険者の平均標準報酬月額は、約32.5万円。
(32.5万円×1.25=40.6万円)

傷病手当金の支給実績（船員保険）

- 保険給付費のうち傷病手当金の割合は、直近の実績で約9%程度を占めている。
 ○傷病手当金の支給件数は、ほぼ被保険者数の減少と同程度の割合で減少している。

（カッコ内は対前年度比）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17年度と21年度の 比較
支給件数 （件）	7,766	7,779 (0.2%)	7,761 (▲ 0.2%)	7,796 (0.5%)	7,173 (▲ 8.0%)	(▲ 7.6%)
1件当たり支給額 （千円）	221	222 (0.6%) ^(※3)	240 (8.3%)	253 (5.1%)	253 (0.1%)	(14.7%)
支給額 （億円）	17.1	17.3 (0.8%)	18.7 (8.0%)	19.7 (5.6%)	18.2 (▲ 7.9%)	(5.9%)
参 考						
保険給付費支給額 （億円） ^(※2)	204.3	199.1 (▲ 2.5%)	203.8 (2.3%)	202.1 (▲ 0.8%)	195.3 (▲ 3.4%)	(▲ 4.4%)
保険給付費に占める傷病 手当金の割合	8.4%	8.7%	9.2%	9.7%	9.3%	
平均標準報酬月額 （千円）	381	380 (▲ 0.4%)	387 (2.1%)	395 (1.9%)	395 (0.1%)	(3.6%)
被保険者数 （千人）	65	63 (▲ 2.1%)	63 (▲ 1.1%)	62 (▲ 1.5%)	61 (▲ 1.6%)	(▲ 6.1%)

(※1) 傷病手当金のデータは、職務外の事由により給付した実績である。

(※2) 17年度から20年度までの保険給付費支給額は、実績データを職務上と職務外に区分したものがいないため、保険給付費全体（職務上＋職務外）の支給額に、21年度実績である職務外の支給額が占める割合（80%）を乗じている。

(※3) 平成19年度の1件当たり支給額が増えているのは、制度改正（標準報酬日額の60/100→2/3、標準報酬の上限の引上げ）により支給額が増えたことによるものである。

(参考)

傷病手当金の支給実績（協会けんぽ）

- 保険給付費のうち傷病手当金の割合は、直近の実績で約4%程度を占めている。
 ○傷病手当金の支給額は、平成17年度から平成21年度まで、制度改革（※）等により、増えている。

(カッコ内は対前年度比)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
支給件数 (件)	844,218	858,297 (1.7%)	871,860 (1.6%)	879,932 (0.9%)	922,602 (4.8%)
1件当たり支給額 (千円)	161	160 (▲ 0.1%)	179 (11.6%)	185 (3.4%)	184 (▲ 0.5%)
支給額 (億円)	1,356	1,377 (1.5%)	1,560 (13.3%)	1,628 (4.4%)	1,699 (4.4%)
参 考					
保険給付費支給額 (億円)	40,032	40,587 (1.4%)	42,373 (4.4%)	43,179 (1.9%)	44,204 (2.4%)
保険給付費に占める傷病手 当金の割合	3.4%	3.4%	3.7%	3.8%	3.8%
平均標準報酬月額 (千円)	283	283 (▲ 0.1%)	285 (0.8%)	285 (0.0%)	277 (▲ 3.0%)
被保険者数 (千人)	19,172	19,515 (1.8%)	19,818 (1.6%)	19,506 (▲ 1.6%)	19,529 (0.1%)

(※)平成19年度の1件当たり支給額が増えているのは、制度改革(標準報酬日額の60/100→2/3、標準報酬の上限の引上げ)により支給額が増えたことによるものである。

船員保険の収支見込み(疾病保険分)

(現行保険料率の据え置きを前提とした試算)

(単位:百万円)

		22年度			23年度	備 考
		予算上での見込み (a)	12月時点での見直し (b)	(b)-(a)	平成22年12月時点	
収 入	保険料収入	29,252	28,625	▲ 627	28,152	疾病保険料率:9.25%
	国庫補助等	3,157	3,128	▲ 28	3,002	
	雑収入等	98	69	▲ 29	74	
	準備金戻入	466	463	▲ 3	455	
	計	32,973	32,285	▲ 688	31,684	
支 出	保険給付費	20,057	19,763	▲ 294	19,875	被保険者数 59,294人(▲1.8%)
	老人保健拠出金	16	16	▲ 0	0	平均標準報酬月額 390,186円 (0.2%)
	前期高齢者納付金	4,631	4,735	105	4,169	1人当たり給付費 335,195円 (2.4%)
	後期高齢者支援金	5,500	5,576	76	5,777	注:()内は対前年度比
	退職者給付拠出金	978	931	▲ 47	1,203	
	病床転換支援金	1	0	▲ 1	0	
	業務経費	189	189	0	183	
	一般管理費	1,008	1,008	0	899	
	雑支出等	131	168	37	144	
	予備費	269	203	▲ 66	199	
	計	32,781	32,589	▲ 192	32,450	
単年度収支差		192	▲ 304	▲ 496	▲ 766	
準備金残高		23,331	22,838	▲ 493	21,617	

(注) 1. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

2. 23年度の保険給付費は、高齢受給者に係る自己負担引上げ凍結継続による影響(0.8億円)、出産育児一時金の増額継続による影響(0.4億円)を含む。

3. 収支不足分については、準備金を戻入することにより収支均衡を図る。

船員保険の単年度収支決算【疾病部門】

(単位:億円)

区 分		平成15年度決算	平成16年度決算	平成17年度決算	平成18年度決算	平成19年度決算	平成20年度決算	平成21年度決算
収 入	保 険 料 収 入	471	413	405	393	399	397	378
	一 般 会 計 か ら の 受 入 れ	30	30	30	30	30	30	31
	年 金 特 別 会 計 業 務 勘 定 よ り 受 入	2	2	6	2	3	—	—
	職 務 上 年 金 給 付 費 等 交 付 金	—	—	—	—	—	—	6
	運 用 収 入	—	—	—	—	—	—	0
	準 備 金 繰 入 れ	—	—	—	—	—	—	1
	雑 収 入	—	—	—	—	—	—	4
計		503	446	440	425	432	427	419
支 出	疾 病 保 険 給 付 費	268	255	251	257	256	254	251
	前 期 高 齢 者 納 付 金	—	—	—	—	—	38	47
	後 期 高 齢 者 支 援 金	—	—	—	—	—	58	64
	退 職 者 給 付 抛 出 金	32	32	36	40	47	18	12
	老 人 保 健 抛 出 金	118	90	69	64	69	8	0
	病 床 転 換 支 援 金	—	—	—	—	—	0	0
	介 護 納 付 金	30	33	30	31	33	30	32
福 祉 事 業 費	0	0	0	0	0	0	0	
計		448	410	387	391	405	406	406
単年度収支差		55	35	54	34	28	21	12

[基礎計数]

被保険者数	(医療分)	71,261人	67,378人	66,231人	64,683人	63,629人	62,809人	61,595人
	(介護分)	50,487人	47,392人	46,217人	44,527人	43,218人	42,139人	40,633人
平均標準報酬月額	(医療分)	385,047円	382,486円	381,259円	379,586円	387,493円	394,670円	394,900円
	(介護分)	412,498円	409,092円	407,404円	405,551円	415,061円	423,724円	424,833円
平均賞与月数	(医療分)	1.277月	1.325月	1.307月	1.314月	1.331月	1.327月	1.214月
	(介護分)	1.252月	1.302月	1.293月	1.296月	1.308月	1.304月	1.233月
保険料率	(医療分)	123.0%	111.0%	111.0%	111.0%	111.0%	111.0%	—
	(介護分)	9.7%	12.5%	12.5%	12.5%	14.3%	13.1%	—
平均保険料額	(医療分)	621,676円	566,775円	564,416円	562,343円	574,359円	583,361円	564,418円
	(介護分)	55,156円	66,684円	66,501円	66,063円	77,829円	72,593円	74,047円
被保険者1人当たり	保険給付費	376,466円	378,969円	379,130円	396,860円	402,686円	403,783円	407,179円
"	医療給付費	298,618円	298,605円	297,337円	312,835円	319,754円	325,123円	330,799円
"	現金給付費	77,848円	80,364円	81,793円	84,026円	82,932円	78,660円	76,380円

(注)職務上疾病及び介護を含む。